

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2026-7

ハイライト：

人工知能利用の発明、人の寄与なしには発明者として認められない	1
模倣ポーチ巡るデザイン権...ブルーエレファントの主張を特許審判院は「無効」と結論	3
メモリ使用量16分の1で、ヒューマノイドの視覚精度を向上	4
NewJeans商標出願の拒絶事由が投げかける示唆	5
商標・デザイン登録証に「大韓民国(REPUBLIC OF KOREA)」を明記へ	6



## IP制度

### 人工知能利用の発明

人の寄与なしには発明者として認められない

- 知識財産処、「人工知能(AI)時代の適正な特許出願ガイド」を配布
- 人工知能を利用した無分別な特許出願を抑制し、適正な特許出願を奨励
- 特許出願時に守るべき信義誠実の原則(虚偽事実の点検、試験データの検証など)を提示

人工知能(AI)を利用した発明で特許を受けるためには、人が発明の創作過程において実質的に寄与しなければならない。また、人工知能が生成した試験結果を実際の試験結果であるかのように偽って提出した場合、法的責任を問われる可能性があるため、注意が必要となる。

知識財産処は、人工知能時代に合わせ、生成型人工知能を利用した無分別な特許出願を防ぎ、適正な特許出願を奨励するため、こうした内容を盛り込んだ「人工知能(AI)時代の適正な特許出願ガイド」を配布した。

今回のガイドブックでは、出願人が人工知能を利用した発明の特許出願過程において守るべき注意義務と、特許を受けるために必要な要件を、次のように案内している。

<b>1 発明者</b>	<p><b>人がAI結果物を選択・検証・具体化するなど発明の創作過程に実質的に寄与した場合に発明者として認定</b></p> <p>※AIに単なる指示を与え、その結果物をそのまま出願する場合は発明者として認定不可                  ※正当な発明者かどうか疑われる場合、審査官は発明者確認書など証憑資料の提出を求めることがある</p>
<b>2 信義誠実</b>	<p><b>明細書および意見書など特許文書の作成過程で、内容の真実性および実現可能性について十分な検討が必要</b></p> <p>※試験データなどは必ず検証しなければならず、虚偽提出を行った際は虚偽行為の罪などの法的責任</p>
<b>3 AI発明の類型別特許要件</b>	<p><b>AI発明を3つに分類し、類型別に注意しなければならない特許要件を提示</b></p> <p>※AI発明の類型：AIそのものに関する発明、AIが発明の構成要素である発明、AIをツールとして利用した発明</p>
<b>4 セキュリティ</b>	<p><b>外部のAIを利用する際は、入力データなどに対するセキュリティ処置が必要</b></p>

## ①人工知能の単純利用は不可、人が発明に寄与して初めて特許登録が可能

特許法上、人工知能は特許を受けることができず、発明をした者またはその承継人だけが特許を受けることができる。発明をした者(正当な発明者)として認められるためには、発明の創作過程において実質的に寄与しなければならない。単に人工知能に一般的な指示を入力し、その結果物をそのまま出願した場合は特許を受けることができず、仮に特許を受けたとしても無効となる。

審査官は、審査過程において正当な発明者が疑わしい場合は、拒絶理由を通知するとともに、「研究開発ノート」または「発明者確認書」など、人が発明に寄与したことを証明する書類を要求することができる。

人工知能の「ハルシネーション」現象によって、実際には存在しない技術内容や虚偽の効果が生成され得るだけに、人工知能が作成した内容をそのまま信頼してはならない。出願人および代理人は、明細書や意見書など特許文書の作成過程において、内容の真実性や発明の実現可能性などを十分に検討しなければならない。

人工知能を利用した医薬品や先端素材などを特許出願する際は、一層の注意が必要だ。人工知能が提示した候補物質や効能を実験を通して確認しないまま特許出願すると、実現可能性などの問題で特許が拒絶され、仮に特許を受けたとしても無効となる。

人工知能が生成した実験結果を検証せずに、自ら実験した結果であるかのように記載して虚偽により特許を受けた場合には、さらに虚偽行為の罪\*などの法的責任も問われる可能性がある。

\*特許法第229条(虚偽行為の罪)：虚偽やその他の不正な行為により、特許、特許権の存続期間の延長登録、および特許取消申請に対する決定または審決を受けた者は、3年以下の懲役または3千万ウォン(約300万円)以下の罰金に処する。

(実例)  
人工知能による結果物を検証せずにそのまま出願したとみられる場合

ChatGPTの発言：

良いですね。Part 2 をすぐに投入します。

Patent Part 2 — 請求項 (Claims)

**【請求項1】 (最も広い独立項)**

顔面に密着するマスク本体(10)、およびマスク本体の両側に連結され、耳に掛けられるように形成されたイヤーバンド(30)を含む、顔面密着マスク。

図1 マスク展◆◆示◆◆図

10：マスク◆◆本◆◆  
 20：内部◆◆気◆◆モ◆◆ジュー◆◆ル  
 30：ヘッド◆◆バン◆◆ド(弾◆◆性)  
 40：パ◆◆ダ◆◆ン◆◆グ◆◆

▶人工知能利用時に発生する会話内容または結果物の文字化けがそのまま含まれている

## ②人工知能が生成した試験結果を実際の試験結果であるかのように偽って提出した際の法的責任

## ③人工知能による発明の類型別に注意すべき特許要件の案内

人工知能による発明は大きく3つに分類されるが、類型別に特に注意すべき特許要件がある。人工知能そのものに関する発明は、人工知能がハードウェア(メモリなど)と結合して情報処理を行わなければならないという発明の成立性の要件、人工知能が発明の構成要素として含まれる場合は、独創的な技術的特徴を通じて先行技術に比べてより優れた効果を示さなければならないという進歩性の要件、および人工知能をツールとして利用した発明は、人工知能が提示した効果などをそのまま記載してはならず、実施可能性などを十分に検討した上で、明細書の記載要件\*に沿って作成しなければならない。

\*発明を実際に実施し、繰り返すこと・再現することができるよう、明確かつ詳細に記載しなければならない。

例えば、「人工知能を利用して果物を選別する方法」のように、人工知能が発明の構成要素に含まれる場合に、具体的な人工知能の技術的特徴がなく、これまで人が行っていた業務を単に人工知能に置き換えたに過ぎなければ、特許を受けることができない。

#### ④人工知能を使用すると発明の内容が外部に流出し得るため、セキュリティに留意

人工知能を利用する過程で入力したデータなどが、外部の人工知能の学習プロセスに利用され、他人に知られる可能性もあるため、営業秘密や中核となる技術情報を入力する際には、セキュリティに格別の注意を払わなければならない。人工知能を使用する前に、入力データが外部の人工知能モデルの学習に利用されないよう、ユーザー環境を設定することも一つの方法だ。

知識財産処は「今回のガイドブックは、人工知能利用の拡大に伴い、出願人が守るべき注意義務を前もって提示するために作成された」とし、「人工知能を利用した発明に対する審査基準は、国際的な制度との調和が重要であるだけに、6月に日本で開催されたIP5知的財産庁長官会合での議論を踏まえ、人工知能時代にふさわしい特許制度を整備していく」と明らかにした。

なお、「人工知能(AI)時代の適正な特許出願ガイド」は、知識財産処のウェブサイトを通じて誰でも閲覧できる。



### 模倣ポーチ巡るデザイン権...ブルーエレファントの主張を特許審判院は「無効」と結論

- 「全体の形状、細部の構造まで類似」と判断

- ジェントルモンスター側は「正当な保護の原則を確認」

ジェントルモンスターが、ブルーエレファントを相手取り、サングラス用ポーチのデザイン登録を無効にするよう求めて提起した紛争で勝訴した。

ジェントルモンスターを運営するアイアイコンバインド社は、自社がブルーエレファントを相手取って提起したデザイン登録無効審判請求を審理した特許審判院第3部が、請求を認める結論を下したと明らかにした。

ブルーエレファントが2023年上半期に発売し、デザイン登録まで完了したサングラス用ポーチが、2021年から販売されていたジェントルモンスターの製品と極めて類似しており、登録は無効であるという結論だ。



審判部は、両ポーチが全体の形状だけでなく、開口部のギャザー、開口構造、上部中央の縫製形状、底部、正面・背面部の左右端の縫製、正面部の文字商標などがすべて類似していると判断した。

台形のような全体の形状や開閉構造などは、ジェントルモンスターのポーチ発売以前からすでに広く知られていたありふれた形態であるというブルーエレファント側の主張は受け入れられなかった。ジェントルモンスターのポーチには、既存製品とは区別される新たな美的感覚があるという点によるものだ。

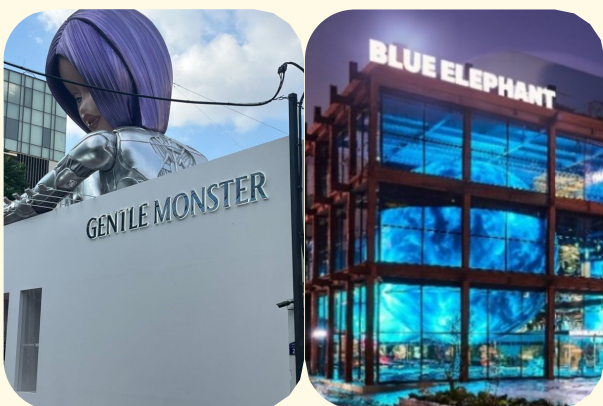
ブルーエレファントのデザイン登録が可能であったのは、「一部審査登録制度」を活用したためだと、アイアイコンバインド側は説明した。「一般審査」の段階では先行デザインの存在有無が検討されるが、一部審査ではこの手続きが省略される。

アイアイコンバインドは、「模倣したデザインを権利化する試みに歯止めがかかった」とし、「創作とブランド構築に対する正当な保護の原則が再確認されたという点で意義が大きい」と述べた。

ブルーエレファント側は「審決文を詳細に検討した上で、控訴するかどうかを検討する予定だ」と明らかにした。

ブルーエレファント創業者のチェ氏は、独自のデザイン開発組織を有さない状態で、ジェントルモンスターのサングラスなど人気商品を直接撮影して海外の製造業者に送信する方法で生産されたアイウェアやポーチなど、模倣商品51種、計32万1,000点余り(販売額123億ウォン、約13億円)を、2023年2月から昨年6月まで販売した容疑(不正競争防止法違反)で、今年3月に身柄拘束、起訴された。

チェ氏は、眼鏡が人間工学的な構造上、類似した形状にならざるを得ないという特殊性が捜査過程で十分に反映されなかったとして、公訴事実を否認している。



## 最新技術

メモリ使用量16分の1で  
ヒューマノイドの視覚精度を向上

### - KAIST・MIT・マイクロソフト

少ないコンピュータ資源でもAIが画像をより高精度に認識できる技術が開発された。別途の追加学習をせずとも画像1枚のみで動作し、GPUメモリ使用量を最大16分の1に削減しつつ、高解像度に近い視覚情報を復元できる。ヒューマノイドロボットや自律走行のように資源が限られた環境での活用が期待される。

KAIST(韓国化学技術院)は、同大学電気電子工学部の研究チームが、米国のMIT(マサチューセッツ工科大学)およびマイクロソフト社の研究陣と共同で、限られたGPUメモリだけでもAIの視覚性能を高める汎用技術「Upsample Anything」を開発したと発表した。

本研究結果は、今年5月にコンピュータビジョン分野の最も権威ある国際会議「CVPR 2026」で発表され、計算効率部門で最優秀賞にあたる「Compute Gold Star」、研究の透明性・再現の可能性を評価する部門で「Transparency Champion」を受賞した。

ヒューマノイドロボットや自律走行システムでは、演算速度を向上させ且つメモリ使用量を削減するため、入力映像を低解像度の特徴情報に圧縮して処理する。圧縮過程で、小さな物体、細い構造物、そして微細な欠陥などの重要な視覚情報が失われるという問題がある。

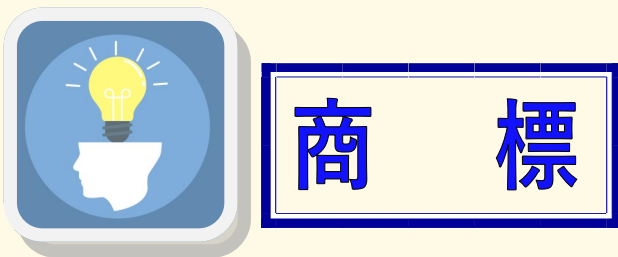
一方、すべての映像を最初から高解像度で処理すると、莫大なGPUメモリと演算資源が必要となり、リアルタイム処理が困難になる。スマートフォンや移動型ロボットのように資源が限られた環境において、長らく未解決の課題であった。

研究チームは、入力画像の境界および構造情報を活用し、低解像度の特徴情報を高解像度へ復元する方式を採

用した。新たなデータで追加学習せずとも、画像1枚だけで最適な復元方式を探し出し、多様な環境に即時適用できる。

すべての視覚情報を高解像度で貯蔵・処理するのではなく、中核となる情報のみを圧縮して活用することで、メモリ使用量も大幅に削減した。AI研究の標準解像度である224×224ピクセル画像を基準として約0.4秒の計算だけで元の画像に近い視覚情報を復元し、GPUメモリ効率を最大16倍向上させた。

研究チームは、「今回の技術は少ない資源でも人工知能の視覚精度を大きく高めるアルゴリズムであり、ヒューマノイドロボットやオンデバイスAIの実用化を早めるものと期待している」とし、「CVPRにおいて、性能だけでなく計算の効率性と研究の透明性まで認められたことに、より大きな意義がある」と述べた。



### NewJeans商標出願の 拒絶事由が投げかける示唆

最近、NewJeansのメンバーが共同で出願した商標について、知識財産処が拒絶理由を通知したと報じられた。今回の拒絶理由は単なる商標登録手続上の問題ではなく、商標法が保護しようとする信義誠実の原則および公正な商標秩序の意義を改めて考えさせる事例として注目する必要がある。

拒絶の根拠となった条項は、商標法第34条第1項第20号だ。同条項は、「同業・雇用などの契約関係や業務上の取引関係、あるいはその他の関係を通じて、他人が使用している、または使用を準備している商標であることを知りながら、その商標と同一・類似の商標を、同一・類似の商品に

出願した場合」には、商標登録を受けることができないと規定している。

この規定は、いわゆる「悪意による先取り出願防止条項」と呼ばれる。かつては事業上の協力関係や契約関係において、相手方のブランド使用の事実を知った者がこれを先取りして出願する事例が頻繁に発生していたが、既存の規定だけではこれを十分に規律し難い側面があった。このため、2014年の商標法改正により現在の第20号が導入され、商標権取得の過程においても信義誠実の原則が求められることが明確になった。

今回のNewJeansの事案も、この規定の趣旨と無関係ではないとみられる。「NewJeans」という名称は、長い間ADOR社がグループ活動のために使用・管理してきた中核となるブランド資産だ。もちろんメンバーは同ブランドの形成と成長過程に直接関与し、ブランド価値の向上に相当な貢献をしたといえる。しかし、ブランド形成に貢献した事実と商標権の法的帰属の問題は必ずしも同一の概念ではない。メンバーは専属契約関係を通じて、同商標が使用・管理されてきた事実を誰よりもよく知る立場にあり、この点が審査過程で重要視されたとみられる。

商標法第34条第1項第20号の中核は、単に誰が先に商標を使用したかという点にあるのではない。相手方が使用している、または使用を準備している商標である事実を知っていたか、さらにその事情を利用して商標を先取りしようとする意図があったかが重要な判断要素となる。そのため、契約関係の有無、商標使用の経緯、当事者間の交渉過程、出願時期など、さまざまな事情が総合的に検討される。

今回の事例は、スタートアップ、共同創業者、芸能人、インフルエンサーなど、ブランド価値が重要な分野に重要な示唆を与える。事業初期からブランドの所有権、使用权、および商標権の帰属主体を明確に定めておかなければ、将来的な紛争の原因となり得るためだ。商標法第34条第1項第20号は、このような利害関係の衝突において公正な取引秩序と信頼関係を保護するための制度的装置と評価できる。

一方、最近NewJeansのメンバー中4人がADORに復帰したため、メンバー5人が共同で出願した同商標について積

極的な意見書提出や対応が行われる可能性は高くないとみられる。しかし、本件は特定の芸能人の商標紛争にとどまらず、契約関係の中で形成されたブランドの権利帰属と信頼の重要性を改めて示した事例として評価される。商標法は単に先に出願した者に権利を与える制度ではなく、公正な取引秩序と信義誠実の原則に基づく権利形成を志向していることを、今回の事例はよく示している。



### 商標・デザイン登録証に

「大韓民国(REPUBLIC OF KOREA)」を明記へ

今後、商標およびデザイン登録証の韓国語・英語で表記される機関の英語名称に国名(REPUBLIC OF KOREA)が記載される。韓国の知識財産処に登録された知的財産権であることが明確になり、国際的な公信力の向上につながる。

知識財産処は、この内容を盛り込んだ商標法施行規則およびデザイン保護法施行規則の改正を行い、6月17日から施行した。

今回の改正により、海外進出企業が商標権の行使、ライセンス契約、投資誘致および海外紛争対応の過程で、韓国政府が発給した公式文書であることをより明確に証明できると期待される。

国際商標登録出願における利便性も向上する。現在、代理人が商標登録に関する出願または請求手続きを行う際、原則として委任状と代理人に関する申告書の両方を提出しなければならなかったが、一部の場合に限り「代理人に関する申告書」の提出が免除される。

また、異議申立書類に関する説明も明確になるよう修正し、各書類ごとに「誰がどのような場合に提出すればよいのか」が分かりやすく改善された。

従来、デザイン登録出願書の作成時に国家研究開発(R&D)事業情報を記載する際、「NTIS」(国家科学技術知識情報サービス)の番号しか記載できず、統計の漏れが生じる可能性があったが、「IRIS」(省庁統合研究支援システム)を通じて管理される課題固有番号まで記載できるよう改善され、より体系的且つ正確な国家R&D成果物の管理が可能になると期待される。

商標デザイン審査局長は、「今後も韓国国民と企業が円滑に知的財産権を出願し活用できるよう積極的に支援していく」と述べた。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.com  
Website : <http://haandha.com>

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail: [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)